

【ポスター発表】

被後見人等の意思決定支援会議の実態
—社会福祉士である専門職後見人への調査から—

○東京都健康長寿医療センター研究所 菊地和則 (002613)

〔キーワード〕 専門職後見人, 意思決定支援会議, 社会福祉士

1. 研究目的

現在、我が国で選任される後見人（保佐人，補助人を含む，以下，同様）の約8割は親族以外であり，社会福祉士，弁護士，司法書士の専門職後見人が多い¹⁾。

このような状況の中，2020年10月，最高裁判所，厚生労働省，日本社会福祉士会，日本弁護士連合会，成年後見センター・リーガルサポートにより構成された意思決定支援ワーキング・グループにより，『意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン』が作成された（以下，ガイドライン）。

このことは今後の後見事務に当たり，専門職後見人もガイドラインを踏まえて行うことが求められることを意味する。ガイドラインの中では後見人の関与する意思決定支援の具体的なプロセスとして意思決定支援チームを作り，意思決定支援を行うことが求められている。しかし，専門職後見人が関与する意思決定支援会議（以下，会議）の実態については明らかとなっていない。本研究は，専門職後見人が関与した意思決定支援会議の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究の実施に当たり，専門職後見人である社会福祉士2名，弁護士2名，司法書士2名，及び研究者2名の計8名からなる研究会を設置した。研究会において調査票の検討を行い，①会議開催の主導者，②被後見人等の後見類型，③会議の参加者（後見人以外），④会議の議題，⑤会議開催における工夫，⑥会議において意思決定支援が上手く行えたか，についての質問項目を作成した（いずれも選択肢方式）。複数回の会議を実施している場合は，直近の会議について回答を求めた。

調査は日本社会福祉士会の協力を得て，権利擁護センター「ばあとなあ」に登録している8,495名の中から1,000名を無作為抽出し，自記式調査票を郵送した。なお，調査対象者名簿は報告者に開示されなかったため，調査対象者の抽出及び郵送作業は日本社会福祉士会に委託して実施した。調査は2023年1月～2月にかけて実施された。

3. 倫理的配慮

本研究の実施に当たっては，地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター倫理委員会

の審査を受け承認された (R22-069)。調査対象者名簿は調査実施者に開示されず、調査票は無記名式であるため回答者を特定することはできない。また調査協力依頼文書により説明し、調査票に調査協力への同意の項目を設け同意があった調査票を分析対象とした。

本研究に関し、開示すべき利益相反状態は無い。また本報告に当たっては、共同研究者(研究班)全員の承諾を得ている。

4. 研究結果

返送された調査票の内、335票で調査協力の同意が得られた。その中で会議について記載のあった234例を分析対象とした。以下、回答が多かったものを示す。①開催主導者は後見人が43.6%、次に、その他が38.9%でありケアマネジャーが20件と最も多かった。②後見類型は後見が59.8%、保佐が29.9%、補助が6.8%であった。③参加者は被後見人等が84.6%、ケアマネジャーが59.8%、介護施設職員が45.3%であった(後見人を除く)。④議題は施設の入所契約など居所に関するものが57.3%、介護サービス利用契約が38.5%、どのような医療を受けるかの決定が29.9%、1日をどのように過ごすかに関するものが26.9%あった。⑤工夫は、被後見人等が安心して参加できる工夫が63.4%、ミーティングの趣旨を被後見人等に説明が60.8%、参加した専門職との関係が円滑になるように配慮が59.9%であった。⑥意思決定支援が上手くできたかは、どちらかというとうまくできたが63.7%であり、上手くできた、の15.4%と合わせると8割近くがうまくできたと回答した。

5. 考察

今回の調査により専門職後見人が関与する会議の実態の一端が明らかとなった。会議開催の主導者は後見人だけではなく、ケアマネジャーなど様々であった。このことは関係者が必要であると感じれば、後見人でなくとも会議を開催できることを示している。議題で特徴的であったのは、1日をどのように過ごすかということが3割近くあったことである。これは会議の内容が契約や医療に関するだけでなく、被後見人等の望む生活をどのように実現するかについても考えられていることを示している。会議を開催する上での工夫は、被後見人等に対するものが上位を占めていた。意思決定支援は上手くいったという回答が多かったが、これは自己評価であるため解釈には注意が必要である。

最後に本研究の限界であるが、今回の調査は社会福祉士である専門職後見人のみを対象としており、その結果を一般化することはできない。しかし会議の一端を明らかにした点に意義がある。今後は更なる分析を行い、会議の実態だけでなく課題も明らかにする必要がある。また弁護士、司法書士である専門職後見人についても研究が必要である。

1) 最高裁判所事務総局家庭局(2023)「成年後見関係事件の概況(令和4年1月~12月)」。
https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/kouken/index.html